

## 不使用取消審判における「通常使用権」の設定許諾の事実の認定 —大勝軒事件—

知財高裁令和7年2月13日判決（令和6年（行ケ）第10071号）  
裁判所ホームページ

知的財産法研究会  
弁護士・弁理士 田上 洋平

### 第1 事案の概要

本件は、不使用取消審判を請求した原告が、請求不成立の審決がなされたため、商標権者である被告に対して、審決の取消を請求した審決取消訴訟である。

#### 1 本件商標

登録番号：第3105120号

構成：下記のとおり

指定商品：第42類「中華料理の提供」

登録出願：平成4年9月30日

設定登録：平成7年12月26日

# 大勝軒

#### 2 本件に登場する大勝軒

・横山町大勝軒（被告）

大正14年 人形町大勝軒から暖簾分けにより「大勝軒」として開店

昭和25年7月14日 法人化により「株式会社大勝軒」に

平成7年5月31日 「有限会社大勝軒」に組織変更（判決は単に「商号に」と記載）

令和元年11月20日 解散 その頃中華料理店も閉店に

・人形町大勝軒

大正2年 「大勝軒」の屋号で開店した中華料理店